

第1種電気工事士免状の取得に 必要な実務経験年数を短縮します！

5年以上



3年以上

- ※ 電気工事士法施行規則第2条の4の改正により、令和3年4月1日以降に免状交付申請を行う場合、第一種電気工事士試験の合格日に関わらず、合格された全ての方が3年以上となります。なお、大学・高専の電気工学系を卒業の方は、改正前から3年以上となっております。
- ※ 免状交付申請の窓口が混雑する可能性がありますので、郵送による申請や申請時期をずらすなど、都道府県が行う新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。
- ※ **上記改正内容を含む申請を、令和3年3月18日から前倒しで受け付けます。**（免状交付は令和3年4月1日以降となりますので、ご注意ください。）

【徳島県にお住まいの方のご相談・お問い合わせ先】

徳島県商工労働観光部 新未来産業課 ものづくり産業担当

TEL 088 - 621 - 2157